

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	宇土市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.uto.kumamoto.jp/q/list/338.html">http://www.city.uto.kumamoto.jp/q/list/338.html</a>

執行機関名 宇土市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により市が行うこととされた、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により市が行うこととされた、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	宇土市就学援助要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第一条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒</u> (以下「児童生徒」という。)の保護者に対して予算の範囲内で行う <u>就学援助</u> (以下「就学援助」という。)について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇土市就学援助要綱